

【就労継続支援A型の賃金支払い】

就労継続支援A型における賃金支払いについては、以下の点を全て遵守する必要があります。

○就労支援事業における生産活動に係る会計と、その他の活動に係る会計を区分していること。

○生産活動収入－生産活動に係る経費 \geq 賃金総額であること。

- ・生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となる必要があります。
- ・余剰金は原則として発生しません。

○生産活動収入および工賃変動積立金以外を賃金の支払いに充てないこと。

- ・賃金の原資となるのは生産活動収入および工賃変動積立金のみであり、自立支援給付費やその他法人の資金等を賃金支払いに充ててはいけません。
- ・積立金は自由に積み立てや取り崩しはできず、基準上定められたルール内でのみ運用が可能です。

【就労継続支援 B 型・就労移行支援等の工賃支払い】

就労継続支援 B 型等における工賃支払いについては、以下の点を全て遵守する必要があります。

○就労支援事業における生産活動に係る会計と、その他の活動に係る会計を区分していること。

○生産活動収入－生産活動に係る経費＝工賃であること。

- ・生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を全て工賃として利用者に支払う必要があり、余剰金は原則として発生しません。

○生産活動収入および工賃変動積立金以外を工賃の支払いに充てないこと。

- ・工賃の原資となるのは生産活動収入および工賃変動積立金のみであり、自立支援給付費やその他法人の資金等を工賃支払いに充ててはいけません。
- ・積立金は自由に積み立てや取り崩しはできず、基準上定められたルール内でのみ運用が可能です。

○平均工賃月額が3,000円を下回っていないこと。

○就労支援事業会計の不適切な運用は、運営基準等違反により指導などの対象となりますので、就労支援事業会計の運用ガイドライン等を参考にさせていただき、適切な就労支援事業会計の管理等に努めてください。

○特に、**自立支援給付費等を工賃等の支払に充てることは禁止されております。**

これにより A 型のスコア表の点数区分や B 型の平均工賃月額区分を引き上げている場合は、直ちに適切な区分に修正するとともに、それまでに得ていた報酬と適正な区分によって得られる報酬との差額を返戻する必要があります。